

インド愛知デスク ニュース

◆◇ 2018 年度インド連邦予算案の概要 ◇◆

2018 年 2 月 21 日

2018 年度予算概要

2018 年度のインド連邦予算案が 2 月 1 日に発表されました。来年は下院総選挙の年であるため、暫定予算案の発表となります。そのため、現モディ政権下では、最後の本予算案発表でした。

経済調査結果として、2017-18 年度の実質 GDP 成長率は 6.75%であり、2018-19 年度には 7~7.5%程度に上昇すると見込まれています。予算配分としては、選挙を意識した農民向け支援策、インフラ整備、農村地域振興が引き続き強調されている印象です。

今回は、予算案発表で示された主な税制改正のポイントについて解説します。なお、予算案発表の内容は、2018 年財政法の成立と関連法の改正・通達等により正式に発効する点、本文の意見にかかる部分は筆者の私見である点を申し添えます。

税制改正

2018 年度予算案での税制改正の発表内容は、小幅なものにとどまったといえます。大きな理由の 1 つとしては、昨年 7 月から GST (Goods and Services Tax) が導入されており、GST の税率や制度改正についての提案・検討は GST 評議会にその権限が移ったことから、インド政府としての間接税に関するアナウンスは関税のみとなったことが挙げられます。また、最近数年間で所得税関係でもグローバルな動きに合わせた税制改正を行ってきたため、大きな積み残しがなくなってきたことも理由と考えられます。

1. 直接税

法人所得税

法人所得税率を 30%から 25%まで漸次引き下げるとは既に発表されており、これまでに新規設立の製造業企業に税率 29%の適用、2015-16 年度の売上高が 5 億ルピーまでの内国企業について税率 25%適用が実施されてきました。今回の予算案では、2016-17 年度の売上高が 25 億ルピーまでの全ての会社について税率を 25%とすることが発表されました。こ

れにより、ほとんどのインド企業が税率 25%を適用できるようになったと言われます。しかし、適用基準が 2016-17 年度の売上とされており、例えば「今後設立される新しい企業は 25%を適用できるのか」など不明確な点も残されています。

また、これまで所得税について課されてきた 3%の教育目的税を 4%の健康教育目的税 (Health and Education Cess)に置き換えることが発表されました。

みなし配当への配当分配税課税

株主や関連者へのローンやアドバンスに係るみなし配当について、これまでは受取側(株主や関連者)に課税されてきましたが、これが配当分配税として支払側(企業側)に 30%が課税されることとなります。

新規雇用への減税策

新規雇用の従業員が 240 日以上雇用された場合、その雇用コストの 30%の控除を 3 年間受けられるようになります。また、1 年目の雇用期間が 240 日未満でも、2 年目で 240 日以上を達成すれば、2 年目で控除を受けられます。

ICDS と所得税法のギャップ解消

2016-17 年度の法人所得税申告より、新しい所得税計算基準 ICDS (Income Computation and Disclosure Standard) が適用されていますが、この ICDS と所得税法の規定に不整合があることが指摘されており、裁判でも争われていました。そこで、所得税法の規定で ICDS と不整合となっている部分は所得税法を ICDS に合わせることを発表されました。主には、為替差損益、棚卸資産評価などです。しかし、ICDS に規定があつて所得税法に規定がない場合の不整合については、依然解消されないままとなってしまいます。

個人所得税

基本税率に変更はありませんでした。従来個人所得税にも課されてきた教育目的税 3%については、法人所得税同様に健康教育目的税 4%に置き換わります。また、年 19,600 ルピーまでの通勤手当、年 15,000 ルピーまでの医療費会社負担額に対する免税措置が廃止となります。このような税負担の微増の一方、基礎控除が復活し、40,000 ルピーが適用されることとなりました。

2. 間接税

これまで、物品輸入に際して、関税等に対して3%の教育目的税が課されてきました（関税が10%の時は、教育目的税 $10\% \times 3\% = 0.3\%$ が追加されて合計 10.03% になります。）が、これを Social Welfare Surcharge (SWS) と名前を変えて、税率を関税等の10%（同じく関税が10%の時は合計 10.1% になります。）とすることが発表されました。従来教育目的税が課税されていなかった物品については、SWS も課税されません。SWS はクレジットが認められず、GST 等他の間接税との仕入控除はできませんので、輸入コストとなります。

関税については、Make in India 政策の促進のために、加工品に対する関税を引き上げている印象です。例えば、圧縮着火エンジンとそのパーツの関税は7.5%から15%に、CKD 車両も10%から15%に引き上げられています。自動車の製造を一貫してインドで行うようにしたいという意図が見て取れます。

3. 移転価格

BEPS 行動13にあわせた3つの移転価格文書の整備が2016-17年度分から導入されていますが、国別報告書のインドの申告期限は11月30日とされており、国際的な動向（会計年度末から12ヶ月）と乖離しているため、インド国外親会社との申告情報のズレが出てしまうことが懸念されていました。今回、インドにおいても国別報告書の申告期限を会計年度末から12ヶ月とすることが発表され、国際的な動向と歩調を合わせることになりました。

執筆者情報

花輪 大資 (はなわ だいすけ)

※2017 年度インド愛知デスク・インド側協力者

公認会計士(日本)

2013 年、太陽有限責任監査法人よりグラントソントン・インディアに出向し、ジャパンスクを担当。愛知県蒲郡市出身。

daisuke.hanawa@in.gt.com

グラントソントン・インディア

グラントソントン・インターナショナル加盟事務所。

監査・保証業務、税務業務、アドバイザリー業務のフルライン専門サービスを提供。

インド国内 12 都市 13 事務所、約 3,000 名の専門家を有する。

◆◇ 発行情報 ◇◆

インド愛知デスク

■発行元

2017 年度インド愛知デスク運営業務受託者：

松田綜合法律事務所 (担当：弁護士 久保達弘)

〒100-0004 東京都千代田区大手町二丁目 6 番 1 号

朝日生命大手町ビル 7 階

TEL: 03-3272-0101 (代表) FAX: 03-3272-0102

URL: www.jmatsuda-law.com

■配信停止またはご送付先アドレスの変更・お名前の変更は下記アドレスにご連絡下さい。

aichidesk@jmatsuda-law.com